

評議員及び役員報酬等の支給に関する規程

(制定 平成 25 年 1 月 4 日)
改正 平成 25 年 1 月 25 日
" 平成 27 年 4 月 1 日
" 平成 28 年 3 月 1 日
" 平成 28 年 7 月 1 日
" 平成 29 年 2 月 23 日
" 平成 30 年 7 月 1 日
" 平成 31 年 2 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人馬事文化財団（以下「当財団」という。）定款第 17 条及び第 34 条の規定に基づき、評議員、常勤役員及び非常勤役員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬額等)

第 2 条 評議員に対し支給する報酬は、評議員会の出席謝金とし、その額は、定款第 17 条第 1 項において定められた年額の総額の範囲内で、評議員会への出席の都度 1 日当たり 10,000 円（税抜）以内とする。

2 常勤役員の報酬は、本俸及び役員手当とし、その月額は別表のとおりとする。

3 非常勤役員に対し支給する報酬は、理事会及び評議員会の出席謝金とし、その額は出席の都度 1 日当たり 10,000 円（税抜）以内とする。

4 前項の規定にかかわらず、当財団の業務に従事することとされている非常勤の理事が当該業務に従事した日については、1 日当たり 16,000 円（税抜）以内、非常勤の監事が監査の業務に従事した日については、1 日当たり 10,000 円（税抜）以内の報酬を支払うものとする。

5 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、現に他から報酬を受ける評議員及び非常勤役員に対しては、報酬を支給しないことがある。

6 第 1 項から第 4 項までに定める報酬のほか、役員等に対しては、通勤交通費及び旅費を支給することができる。

(報酬の支給方法)

第 3 条 役員等に対する報酬は、所得税法その他の税法による税金、社会保険に関する個人負担金を控除した残額に相当する金額を現金で支給する。ただし、本人の同意がある場合は、銀行その他の金融機関の本人名義の口座への振り込みにより支払うことができる。

2 常勤役員に対する報酬及び前条第 4 項に規定する非常勤の理事に対する報酬の支給日は、毎月 16 日（その日が休日に当たるときは、その日の直前の休日でない日）とする。

3 評議員及び非常勤役員（前条第4項に規定する非常勤の理事を除く。）に対する報酬については、評議員会及び理事会への出席の都度、前条第4項に規定する非常勤の監事に対する報酬については、監査の業務への従事の都度支給する。
（常勤役員の報酬の計算）

第4条 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支給し、退任したときにはその日まで報酬を支給する。

2 常勤役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

3 第1項の報酬の支給額の計算は、その月の日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として行うものとする。

（慰労金）

第5条 常勤役員が退任したときは、別に定めるところにより慰労金を支給することができる。

（端数の処理）

第6条 第2条に規定する報酬及び前条に規定する慰労金を支給する際に生じた円未満の端数の処理は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、当財団が公益認定を受け、移行の登記をした日（以下「登記日」という。）から施行する。

（廃止規程）

2 財団法人馬事文化財団常勤役員の報酬等の支給に関する規程（以下「旧規程」という。）は、登記日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成25年1月25日から施行し、平成25年1月4日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 2 月 23 日から施行し、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 2 月 22 日から施行し、平成 31 年 1 月 1 日から適用する。

別 表

役 職	本 俸	役員手当
理事長	896,000円以内	386,000円以内
専務理事	850,000円以内	322,000円以内
常務理事・理事	809,000円以内	317,000円以内